

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
5月14日
(火曜日)

目次

- 告示
土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………
- 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正（住宅課）……………
- 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正（住宅課）……………
- 公告
県営泉3地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………
- 県営大迫堤地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………
- 県営大年地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………
- 公安委公告
契約の締結……………

山口県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和六年五月十四日

土地改良区の名称
下関市豊北町農地開発土地改良区

認可年月日
令和六、四、三〇

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県告示第百五十三号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

表綾羅木県営住宅の項中

一号棟から三号棟まで	〇・九二
------------	------

を

一号棟から三号棟まで	〇・九二
四号棟	〇・九三

に改め、同表東岐

波県営住宅の項中

五号棟から八号棟まで	一・〇〇
九号棟	〇・六七

を

五号棟から八号棟まで	一・〇〇
------------	------

に改め、同表黒磯

県営住宅の項中「C棟からE棟まで」を「E棟」に改め、同表周南県営住宅の項中「H棟」を「I棟」に改め、同表くし山県営住宅の項中「A棟及びB棟」を削る。

山口県告示第百五十四号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

表綾羅木県営住宅の項中「五二」を「七二」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「一〇〇」を「八〇」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「二五一」を「二〇一」に改め、同

表周南県営住宅の項中「三三〇」を「三五五」に改め、同表くし山県営住宅の項中「六〇」を「三〇」に改める。



(九〇) 県営泉3地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営泉3地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営泉3地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年五月十五日から同年六月三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(九一) 県営大迫堤地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営大迫堤地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営大迫堤地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年五月十五日から同年六月三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(九二) 県営大年地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営大年地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営大年地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年五月十五日から同年六月三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和六年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び予定数量

運転免許証用ICカード	十六万六千五百枚
運転経歴証明書用カードベース	千五百枚
運転免許証作成用インクリボン	八十七箱

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
令和六年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社DNPアイディシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

六 契約金額	
運輸免許証用ICカード	九百枚当たり三十一万七千七百九十円
運輸経歴証明書用カードベース	三百枚当たり十万五千六百円
運輸免許証作成用インクリボン	一箱当たり十五万四千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

令和六年五月十四日
発行

発行人
所

山口県知事
庁